

25

まもろう
憲法25条いのちのとりで裁判
全国アクション
NEWS発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎

いのちのとりで 検索

06号

2021年3月発行

引き下げ
アカン!

歴史的勝訴!

「保護費引き下げの違法性を認める」

昨年6月の名古屋判決は原告敗訴の不当な内容でしたが、大阪地方裁判所第2民事部（森鍵一裁判長）は2月22日、生活保護基準の引き下げ処分は違法と判断しました。29都道府県で闘われる裁判で全国初勝訴であり、また基準を違法とした判断は61年前の朝日訴訟第一審判決以来のことです。原告の小寺アイ子さんは「勝訴に涙が止まらない。弁護団や支援者の応援が力になり、今の生活が苦しいと訴えることができた。この勝訴が全国を励ます大きな力になると思います」と話しました。

全国の支援の力を合わせて勝ち取った判決

結審から判決日までの間の2か月余り、引き下げアカン!大阪の会では「できることはすべてやりきろう」と様々な活動が行われました（地



裁前朝宣伝・街頭宣伝・SNSでの発信等)。その一つとして取り組んだ「公正な判決を求める要請書」は、約1万筆が集まりました。署名は全国各地から届けられ、励ましのメッセージが同封されたものもありました。勝訴後にも「裁判所の良心を感じられて嬉しい」などの声とともに、「控訴するなFAX」運動が様々なところで取り組まれました。

3月8日の控訴期限を待たずに被告が控訴したことで、次の闘いが始まることとなりました。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

大阪判決に学び 決起する集会



画期的な大阪地裁判決を受け、2月27日に「大阪地裁判決に学び決起する集会」が開かれました。コロナ禍のなか、感染防止のため、大阪会場 M&D ホールと、インターネットの会議システムを使って開催しました。大阪会場は約40人・全国約100か所の会場（160名超）で、総勢200名の参加でした（京都や兵庫、愛媛等では、原告、支援者が1つの拠点に複数人集まりました）。

はじめに、主催者を代表して木下秀雄さん（龍谷大学教授）が、開会の挨拶を行いました。集会では、勝訴の喜びを分かち合うとともに、これからの裁判運動がどれほど厳しくなろうと立ち向かっていく気持ちを、皆で共有しました。

判決の意義と内容・今後の裁判と運動

小久保哲郎弁護士は、勝訴判決には、4つの幸運があったと分析し、①勇気をもって立ち上がり、声を上げた原告、②献身的でプロフェッショナルな支援者、③若くて、熱意のある弁護団、そして④優秀で肚（ハラ）の座った裁判官、をあげました。判決のポイントは、生活保護基準引き下げは、誰からみてもおかしい点を、正面から逃げずに、かつ分かりやすく指摘したものです。具体的には、以下のような説明がありました。

結論：デフレ調整は生活保護法3条、8条2項違反

①平成20年からの物価の下落を考慮した点、
②消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点で、
統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くから、
最低限度の生活の具体化という観点からみて、
裁量権の範囲の逸脱・濫用があるから、**本件改定は、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法。**

2022/3/14

勝訴判決は、原告側に正当性があったことは言うまでもありませんが、コロナ禍で生活に困窮する人が増え、生活保護の役割が高まり、社会の空気感が変わってきたことも影響があると強調しました。そして大阪判決を起爆剤にして、1000名もの原告や300人の弁護団の規模を活かした運動を展開していくことを提起しました。

各地からのリレートーク

北海道原告・鳴海真樹子さん

大阪地裁の勝訴、本当にうれしくて、自分のことのように喜んでいました。やっと私たち原告の声が裁判長へ届いたんだと思いました。私も原告になり結構つらい時がありましたが、この判決を知って心が軽くなり大変勇気をもらいました。北海道の判決は3月29日です。大阪に続き、勝訴を勝ち取れるように信じて、一丸となって頑張っていきたいと思います。

愛知支援者・古川誠さん

昨年の不当判決を受けて、本当に悔しく残念な思いでいっぱいでした。だけど今回の勝利に、私たちは大きな力をもらいました。皆さんからいただいた力で、控訴勝利に結び付けていきたい。

全国弁護団・竹下義樹さん

裁判は勝つことも負けることもあるが、どうあっても諦めることはできない。新型コロナ禍で社会保障の重要性をもう一度我々に自覚させてくれた判決。これからも全国が一つになって闘う必要がある。

いのちのとりで共同代表からのメッセージ



権利はたたかうものの手にある

金沢大学名誉教授 井上 英夫

勝訴を聞いて、真っ先に、朝日茂・健二さんの「権利はたたかうものの手にある」という言葉が浮かびました。

老齢加算引き下げ訴訟では敗訴が続きました。しかし、私は、内容では裁判所、政府を追い込んでいる、最高裁ですら基準決定の手続き・過程を無視できなくなっている、と発言してきました。

大阪地裁判決は、この流れを受け、保護基準決定の手続き、物価偽装に絞って生活保護法違反と断罪しました。さらに、生活保護が、恩恵から生活保護法による権利、そして憲法 25 条の保障する基本的人権へと発展してきた歴史を無視できず、実質的には憲法違反を認めたと言えるでしょう。

判決は、憲法 97 条が認める人類の「人権のためのたたかいの成果」であり、日本の朝日訴訟以来の社会保障裁判闘争の成果に他ならないのです。

朝日さん一人が原告だった朝日訴訟が、東京地裁判決を契機に「燎原の火」のようにひろがり、日本をゆるがせたように、1000 名の原告の皆さんとともに判決を「社会保障レボリューション」への第一歩としましょう。

憲法 12 条が国民に課している、人権保障を守り発展させるための「不断の努力」義務を果たしましょう。



天・地・人、そして承・翔

弁護士 尾藤 廣喜

大阪で勝てた要因を「天・地・人」に分け、分析しました。

「天」は今の情勢です。コロナ禍のなかで生活保護の重要性というものが国民的合意になってきている時代の流れがあります。菅総理も最後には生活保護があると言わざるをえなくなっています。

「地」は地の利です。大阪は人情の町です。地道な積み上げを信念にしている商人の町でもあり、難波のド根性がある。弱い人のために闘おうという気持ちがある町です。

最後に「人」です。原告、支援者、弁護士、すべての面で力量抜群の人たちが集まって力強く連帯してきた。これが今回の判決になったと思ってきました。そこに、もう一つ付け加えます。

「承」あるいは「翔」(ショウ)です。大阪の勝訴は、名古屋の原告弁護士、運動団体の苦しみや努力が、この大阪で結実したことが非常に大きい。もう少し振り返れば、老齢加算廃止と母子加算廃止を闘った生活保護利用者の最高裁までの運動が結実したのです。時代を越えて天翔けて継承されてきた力が結実したと思っています。

運動はまだまだ続きます。さらに頑張りましょう。(2月27日大阪集会の発言から)

次は、札幌地裁で勝つ！

2021年3月29日(月)午後2時 判決



未来に希望がもてる判決を

新・人間裁判弁護団長 内田 伸也

自己責任論・生活保護バッシングのなかで

北海道訴訟の原告の数は132人と多いのですが、毎回、意見陳述してきました。日本では、1990年代半ば以降、「自立・自助・自己責任」が強調されるようになりましたが、原告たちは皆、年齢や環境、疾病や心身・身体の障害などによって働きたくても働けない、「自立の前提条件」を略奪された社会的弱者であり、そのことについて自己責任を問うことはできないのです。原告たちは「もっとお金がほしい」と言っているわけではありません。「これ以上上げないでほしい」と言っているだけなのです。ところが、生活保護受給者に対するバッシングは凄まじいものがあり、「失敗した人間は自己責任で路頭に迷え、弱者に税金を投じるのは無駄だ」というようなことを広言する人たちが政策決定過程にまでひしめいています。

社会的共通資本をまもる意味

ここで考えてみたいのは、生活保護制度をはじめとした社会保障は、社会的弱者を援助することを通して、日本の社会を持続可能なものとして維持することを可能にしていることです。「子どもを成長させる」、「病人や怪我人を癒す」、「正義を実行する」というのは人間社会の基盤中の基盤です。このように「それがなければ社会が立ち行かない制度」のことを「社会的共通資本」と言いますが、生活保護制度もそれに含まれます。これが崩れたら後がないのです。だから、「社会的共通資本」は厳しく、専門的に管理・運営されなければなりません。

日本では、未だに生活保護に対する抵抗感や生活保護制度利用者に対する差別意識が根強いですが、この状況を速やかに変えていかなければ30年後、40年後の日本社会を維持・存続させることができなくなります。

最終準備書面は「英知の結晶」

この裁判の法的な争点は、「厚生労働大臣の裁量の濫用・逸脱があるかないか」ですが、その本質は、「社会的共通資本を破壊し、日本社会を崩壊する道」を司法が後押しするのか、が問われているのです。私たちの最終準備書面は全国の弁護士と研究者が議論を重ねた「英知の結晶」です。

コロナ禍で、みんな不安で、鬱々とした気持で生活していますが、未来に希望がもてる判決を期待します。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。